

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月九日

広島県知事 横田美香

広島県規則第五号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第九条 (契約書) (略)	第九条 (契約書) (略)	第九条 (契約書) (略)
2 前項の規定により契約書を作成した請負契約の内容を変更する場合においては、別記様式第三号による建設工事変更請負契約書又は別記様式第四号による建設工事変更請負仮契約書によるものとする。	2 前項の規定にかかるわらず、請負金額が百五十万円未満である指名競争契約又は随意契約をするときは、契約書の作成を省略し、請書その他これに準じる書面（以下「請書等」という。）を徴するものとする。	2 前項の規定により契約書を作成した請負契約の内容を変更する場合においては、別記様式第三号による建設工事変更請負契約書又は別記様式第四号による建設工事変更請負仮契約書によるものとする。
3 4 (略)	3 4 (略)	3 4 (略)
2—6 (略) (施工基準)	2—6 (略) (施工基準)	2—6 (略) (施工基準)
第六十三条 (略) 一 工事一件の請負対象設計金額が二百万円未満であること。 二・三 (略)	第六十三条 (略) 一 工事一件の請負対象設計金額が百万円未満であること。	第六十三条 (略) 一 工事一件の請負対象設計金額が二百万円未満であること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。